

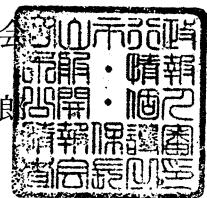


岡情審査第47号

令和6年12月3日

岡山市長様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会  
会長 堀口悟



個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定に基づく諮問について  
(答申)

令和6年6月14日付け岡生自第208号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「南福祉事務所が所有する [REDACTED] のすべての個人情報、生活保護の関係」  
に係る保有個人情報開示請求に対して、一部開示決定処分とした決定に対する審査請求についての諮問。

別紙

答申第142号

## 第1 審査会の結論

岡山市長（以下「市の機関」という。）が行った令和6年3月21日付け岡南福第1224号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和6年2月5日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市の機関に対し、「南福祉事務所が所有する○○○○の全ての個人情報、生活保護の関係」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  
- 2 本件請求に対し、市の機関は、対象文書として、保護決定調書、保護台帳、ケース記録票及び通知書・申告書等（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうちの一部に法第78条第1項第2号、第6号又は第7号に該当する不開示情報が含まれていたことから、当該情報を不開示とする本件処分を行った。なお、本件処分に係る情報の精査に日数を要したため、法第83条第2項の規定により開示決定の期間を44日に延長し、令和6年2月15日付け岡南福第1118号「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により請求人に通知している。

3 上記決定を受けた請求人は、市の機関に対し、令和6年4月4日付けで本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 市の機関は、令和6年6月14日付で、本件各審査請求の取扱いについて、法第105条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 請求人主張及び市の機関の主張要旨

#### 1 請求人の主張要旨

審査請求書の記載によれば、請求人の主張は、「不開示部分すべての開示請求 裁判所に提出するため。南福祉事務所元職員植木氏の犯罪行為を立証するため必要」というものである。市の機関が提出した弁明書に対する反論書の提出を求めたが、請求人から新たな主張はなかった。

#### 2 市の機関の主張要旨

「不開示部分すべての開示請求」については争う。「裁判所に提出するため。南福祉事務所元職員植木氏の犯罪行為を立証するため必要」については、不知又は認否の要を認めない。

本件処分において、不開示とした理由については次のとおりである。

(1) 法第78条第1項第2号に該当するもの（本人以外の個人名、住所、所得などの情報）

法第78条第1項第2号によると、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示

することで開示請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を除き不開示情報とされている。

法第78条第1項第2号本文に規定する個人情報に該当すると考えられ、また、同号イからハまでのいずれにも該当しない部分については、本件処分において不開示とした。

## (2) 法第78条第1項第6号に該当するもの

法第78条第1項第6号によると、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とされている。

### (ア) 職員が行った面接での所見や評価

面接を行った職員の所見や評価に当たる部分については、職員の主観的な見解を開示することによって誤解や不信感を生じさせ、職員との信頼関係が損なわれることとなり、今後の支援活動に支障が生じるおそれがあると認められる。また、所見や評価に当たる部分の開示が前提となると、担当者が正確かつ率直な記載を躊躇するなど、本件公

文書の支援活動記録としての機能を著しく低下させ、本件のみならず反復継続する今後の支援事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

(イ) 福祉事務所の内部における審議、検討又は協議に関する情報

支援の方針ないし措置は、処分庁担当課が事実を把握、認識し、これに対する評価等を加えた上で決定するものであり、法第78条第1項第6号に掲げる公的機関相互間を含み、福祉事務所内部での協議等に関する情報を市民に開示することは、方針等を定める上で率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、担当者により率直かつ詳細に記載されたこれらの情報を開示することで、審査請求人の誤解や不信感、無用の反発を招く事態が予想され、今後の支援活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるとともに、開示が前提となると、本件公文書の支援活動記録としての記載の形骸化による機能低下も懸念される。

(3) 法第78条第1項第7号に該当するもの（法人その他の団体に関する情報）

法第78条第1項第7号によると、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とされている。

市の機関からの協力依頼に基づき、支援対象者の支援検討のために関係団体から収集した情報を開示することは、市の機関と当該関係団体と

の信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある。

#### 第4 審査会の判断

市の機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

請求人からは具体的な主張がないため、市の機関は不開示とした各箇所について、法第78条第1項各号を適用した理由を説明している。法第78条第1項柱書では、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定している。よって、法第78条第1項各号の該当性を検討する。

##### 2 法第78条第1項第2号の該当性について

法第78条第1項第2号は、以下のとおり規定している。

二 開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以

外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」にあたる第三者情報と、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたる個人の人格と密接に関係する情報や、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等を不開示とすることができる規定である。

#### （1）第三者情報について

当審査会が本件公文書を見分したところ、①「扶養義務者の状況」の個人の氏名、生年月日、続柄、住所、電話番号、勤務先等、②「ケース記録票」の本人以外のやり取り、収入状況、関係機関の担当者名が第三者情報として不開示とされていた。原則として、氏名や住所等特定の個人を識別することができるものは開示することができないと解るべきであ

る。したがって、①及び②の不開示部分については、法第78条第1項第2号の第三者情報を理由に不開示とした市の機関の判断に不合理な点は認められない。

#### (2) 個人の権利利益を害するおそれがある情報について

当審査会が本件公文書を見分し、市の機関に個人の権利利益を害するおそれがある情報として不開示とした箇所を確認したところ、①「扶養義務者の状況」の所得総額、扶養の可能性の有無に係る理由、重点的扶養能力調査対象者判定の理由、援助内容又は援助できない理由を個人の権利利益を害するおそれがある情報として不開示としたという回答であった。不開示としたそれぞれの項目において、秘匿性の高いセンシティブな情報が含まれており、プライバシーを害するおそれがあると認められる。したがって、この情報をもって特定の個人を識別することはできないが、この情報を当該個人の同意なしに開示することは当該個人の権利利益を害するおそれがあるとした市の機関の判断は合理的である。

### 3 法第78条第1項第6号の該当性について

法第78条第1項第6号は、以下のとおり規定している。

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

本件公文書にあっては、市の機関は、(ア)職員が行った面接での所見や評価、(イ)福祉事務所の内部における審議、検討又は協議に関する情報と

いう 2 つの理由により法第 78 条第 1 項第 6 号に該当し、不開示としたと主張していることから、それぞれの理由にあたるかをみる。

(ア) 職員が行った面接での所見や評価

当審査会が本件公文書を見分したところ、「ケース記録票」の本人についての担当職員の所見や主観的な評価に当たる部分が（ア）として不開示とされていた。職員の所見及び評価に当たる記載は、市の機関が本人の支援活動を遂行するために、本人との面接により、生活、体調及び感情等をなるべく正確に理解するために記録されているものと考えられ、その時々の率直な所見を記載しているようにみられる。その内容も機微にわたるものが多いと考えられるところ、所見や評価が開示されることになれば、市の機関が主張するとおり、開示された場合の影響等を憂慮するあまり、その時々の率直な所見を記載することを差し控えることとなり、正確な支援活動記録としての機能を低下させ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できない。よって、市の機関が、職員が行った面接での所見や評価を開示すると「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとした市の機関の判断は合理的である。

(イ) 福祉事務所の内部における審議、検討又は協議に関する情報

当審査会が本件公文書を見分したところ、「ケース記録票」及び「ケース検討票」において、支援の方針ないし措置についての内部での検討に当たる部分が（イ）として不開示とされていた。担当者により率直かつ詳細に記載されたこれらの情報が開示されると、請求人の誤解や不信感、無用の反発を招き、今後の支援活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。したがって、当該情報を開示すると「率直な意見の

交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとした市の機関の判断は合理的である。

#### 4 法第78条第1項第7号の該当性について

法第78条第1項第7号は、以下のとおり規定している。

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（イ～ト略）

本件公文書にあっては、市の機関が事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる情報を不開示とすることができる。また、同号イ～トは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外であっても、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは不開示とすることができる。よって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにあたるかを見る。

当審査会が本件公文書を見分したところ、「ケース記録票」の関係機関からの情報提供に関する記載が不開示とされていた。これらの情報は、市の機関が正確かつ迅速に本人の生活状況や体調を把握するために、関係機関から収集した情報と認められる。また、こういった情報は情報提供元としてもみだりに公開されることを想定しておらず、市の機関の適正な業務遂行に協力するために提供されているといえる。これに鑑みれば、市の機関が主張するとおり、こういった情報が開示されることになれば、

市の機関と関係機関間の信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される支援活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるといえる。よって、本号により不開示とした市の機関の事務に関する情報を開示すると「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとした市の機関の判断は合理的である。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年 6月 14日	諮問書の收受
令和 6年 7月 30日	審議
令和 6年 8月 28日	審議
令和 6年 9月 24日	審議
令和 6年 10月 30日	審議
令和 6年 11月 27日	審議
令和 6年 12月 3日	答申